

第四百回国会 参議院社会労働委員会會議録第十四号

昭和六十一年五月十五日(木曜日)
午後二時二分開会

委員の異動

五月十四日

辞任

片山 甚市君
浜本 万三君

補欠選任

和田 静夫君
対馬 孝且君

五月十五日

辞任

森下 泰君
田代由起男君
和田 静夫君

補欠選任

上田 稔君
高平 公友君
片山 甚市君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岩崎 純三君

大浜 方栄君

佐々木 満君

高杉 勉忠君

中野 鉄造君

石井 道子君

石本 茂君

上田 稔君

遠藤 政夫君

斎藤 十朗君

関口 恵造君

田中 正巳君

高平 公友君

前島英三郎君

糸久八重子君

片山 甚市君

中西 珠子君

佐藤 昭夫君

衆議院議員

藤井 恒男君
下村 泰君

社会労働委員長

代理

稲垣 実男君

政府委員

労働大臣

林 道君

労働大臣官房長

岡部 晃三君

労働大臣官房審

議官

稲葉 哲君

労働省労働基準

局長

小粥 義朗君

労働省職業安定

局長

白井晋太郎君

事務局側

常任委員会専門

員

此村 友一君

説明員

労働省職業安定

局業務指導課長

矢田貝寛文君

本日

の会議に付した案件

○委員長(岩崎純三君) 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案並びに地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件(の両案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

○糸久八重子君 私は、公共職業安定所等にかかわる国会承認につきまして若干御質問させていただきます。大臣にお伺いをしたいと思います。

職業安定行政の使命というのは、申すまでもないことなのですが、労働者の失業の予防を図るとともに、失業者の生活の安定と再就職の促進を図り、完全雇用を目指すことにあるわけでございます。今日、サービス経済化や人口の高齢化、ME等技術革新の進展、そしてさらに女性の職場進出等によりまして、労働力の需給構造が急速に変化を遂げている中で、公共職業安定所における職業紹介業務の果たす役割というのはますます重要になってきていると思うわけでございます。

今回、公共職業安定所及びその出張所の再編整理が予定をされておられるわけでございますけれども、再編整理に当たっての基本的な姿勢についてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(林道君) 公共職業安定所等の再編整理につきましては、先生御指摘のように、近年労働市場の状況が大変変化を来しておるということとございまして、それに対応をした効率的な安定所等の組織体制のあり方を見直す、こういう一考え方に立ちまして、必要な地域には新設、昇格をも行うスクラップ・アンド・ビルド方式によりまして、第二次臨調の最終答申も踏まえまして再編整理をするというところでございます。

○糸久八重子君 地域の実情の変化に対応して、円滑で効率的な行政体制の整備というのは確かに必要なわけですが、臨調の最終答申によりまして、「支所・出張所等については、行政組織の減量化・合理化を一層推進するため、「全体として五年間を目途に二〇〇〇年度まで整理統合する。」としてあるわけですが、労働基準監督署については十五カ所、職安及び出張所については六十カ所整理するとされているわけでございます。

初めに整理統合の数が示されていて、まさかこの数に沿うように地域の実情を合わせていくような整理統合をしていくのではないと思うわけでございますけれども、労働省として、労働基準監督署、公共職業安定所及び出張所の全体の数につきまして六十三年度末までのかなりの水準にまで持っていく見通しなのでしょうか、お伺いをいたします。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。臨調での行政改革の第五次答申について、今、先生からお話があったわけですが、この数の問題につきましてはその間いろいろ議論がございまして、政府全体としましては五年間に二〇〇〇程度の整理統合ということになってはいたわけですが、いろいろやりとりの中で、監督署につきましては、これはほとんど本省で占めているということ等もございまして、はるかに少ないパーセントで整理していくということになっております。公共職業安定所及び出張所、これに分室も加えておりますが、これらにつきましては失業者の状況に配慮しながら約六十カ所を整理していくということで、全体のパーセントの中では低い数字になっているわけでございます。

この六十という数字については、鋭意検討の上で整理していかねばならないわけですが、この臨調の問題の以前から安定所の問題につきましてはいろいろと議論のありましたところで

ございまして、例えば「雇用対策に関する行政監察結果」というのが行管によって五十六年に行われております。これらの中でも、公共職業安定所が昭和二十二年に戦後の新しい形でございまして、そのときの産業都市地域や労働力供給地域等の関係で国全体に配置されているわけでございまして、その後の増加は沖縄の五カ所を含みまして十九カ所ということになっておりますが、必ずしも戦後四十一年の間の経緯の中で、現在の労働市場に適切にその管轄区域がまた配置が見合っていないという等の指摘もございました。それらを検討しながら、最近の産業の状況や労働市場の状況を検討いたしまして、それから安定所の配置を検討していくということは、従来から行政の内部でもやっていたわけでございまして、

それと、臨時行政調査会が持ちます行政の効率化という面から検討を加えまして、労働省としましては、スクラップはスクラップとしながら、新たな観点から必要のあるところにつきましては、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、昇格それから新設等も含めましてビルドを行っていくということ、現在、昭和五十九年度には八カ所、昭和六十年年度には十五カ所、昭和六十一年度にはまた十五カ所ということで整理しながら、ビルドの方もそれつくり上げて現在に至っているわけでございまして、

○糸久八重子君 そうしますと、やはり六十三年度末までには臨調の答申のように六十カ所は減らしていくと、整理をするということなのでございしますね。私、先ほども申しましたとおり、最初に臨調の数で示されていて、その数に合わせて整理をしていくというのはいかかおかしいのではないかと、そう思うわけでございます。これにつきましましてはまた後で大臣の御意見もお伺いしたいと思っております。

そこで、安定所それから出張所につきましての新設とか統合、廃止はどのような基準で行われるわけでございしますか。考えられる基準といたしましては、事業所数とか労働力人口とか有効求人倍

率とか雇用保険の受給者数とか求人求職者数、それから地域の労働事情とか通勤事情、さまざまな指標が考えられるわけでございしますけれども、具体的な基準を明らかにしていただきたいと思っております。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。前段の御質問に関するわけでございしますけれども、六十カ所というのは、整理対象として目標が六十カ所になっているわけでございまして、先ほど申し上げましたように、例えば五十九年には八カ所、六十年には十五カ所の整理を行ったわけでございしますが、しかし、それにビルドが加わっておりますので、安定所の数では五十八年と比較しまして六十一年は同数、それから出張所も同数、分室で十九カ所が減少しているというのが状況でございまして、

そういうようなことで、六十カ所をそのまま減らしていくということではなくて、先ほどから申し上げておりますように、労働市場の状況を見まして、例えば今度の北九州の場合につきましては、北九州に非常に安定所が集中しているわけでございしますが、そこを整理することによりまして非常に最近人口がふえたりいろいろ労働市場が拡大しております福岡に新たに新設をするとか、そういうようなことで対応をいたしているわけでございします。その辺は六十カ所削減ということではないということを御理解いただきたいと思っております。

それから基準でございしますが、基準につきましては、そういうような今申し上げましたような立場から、しかしこれも全国的な労働市場を十分見極めていく必要があるわけでございします。しかし一方、各道府県でのいろいろな関係もあるわけでございまして、都道府県とも協議しながら適切な配置となるように検討いたしている次第でございします。

の所要時間等を全国的な標準と比較しながらその近接している安定所を統合するとか、今申し上げましたように、非常に労働力人口がふえている管内に新設するというようなことで行っている次第でございします。

○糸久八重子君 それでは具体的に、兵庫県の場合に現在三カ所の出張所が統合されて一カ所になる。統合するこの背景事情は具体的にどういう事情があるのか。それから飾磨と網干の公共職業安定所を統合する背景事情についても簡単に説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。具体的に申し上げますと、ことしの場合兵庫県の姫路地区があるわけでございしますが、姫路市に、姫路公共職業安定所、網干公共職業安定所それから飾磨公共職業安定所がございまして、それぞれこれは三十分から四十分以内のところ、キロ数でいきますと一番近いところでは五・三キロぐらいのところにあるわけでございします。

今回の案は、この網干と飾磨を統合して姫路南公共職業安定所として新設したいというふうに思っているわけでございしますが、同一市に三カ所の安定所が設置されている、労働市場の全国的な規模からいきますと安定所数が多いということ。それから姫路市の労働市場は、第三次産業を中心としますと、播磨臨海工業地帯等の第二次産業を中心とします南部、先ほど申しました飾磨所でございますが、と二極しているわけでございまして、新たにつくりまします南部の安定所での二所を統合することが合理的だろうと考えたのが二番目でございします。

については再編成をすることが適当であるというような指摘を受けているところでございします。

○糸久八重子君 今の兵庫のように、安定所の数が減るといことは地域の労働市場に与える影響が懸念されるわけでございしても、行政サービスの水準が低下しないように、人員面とかそれから予算面の手当てについて十分配慮をすべきだと思いますけれども、どのように対応をするのでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。今回の再編整理は、先ほどから申し上げておりますように、行政改革の一環として、地域の実情の変化に対応して行政体制を効率的に整備するわけでございしますが、このスクラップ・アンド・ビルドの中でスクラップされる地域の地域につきまして行政の後退を招くことのないように、その統合された地域の事後処理につきましては、必要な事務処理体制をとることによって、再編整理による住民サービスの低下を招かないように十分配慮してまいりたいというふうに考えている次第でございします。

一般的にはそういう対応で進んでまいりますが、兵庫のこの二所につきましては、先ほど申し上げましたように、この間の距離は十キロぐらいでございしますし、もう一つございします姫路安定所との間も五キロから数キロでございします。そういうような関係で、この二所を統合することによりまして姫路南公共職業安定所を設置することによりましておられますが、この姫路の場合につきましては、両所の中間地点に新庁舎を設置することを検討いたしまして、地域住民に不便を招かないように対応してまいりたいというふうに考えている次第でございします。

○糸久八重子君 今回、公共職業安定所やその出張所を分室へ降格させる例が幾つかあるわけですが、業務内容とか人員について明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

申、これに、今後五年間に公共職業安定所などについては約六十カ所を整理統合することが必要だと、このように指摘されているということで、五年間に六十カ所をどうしても整理統合しなければいけないという考え方で、大変苦心して、また無理して数字を合わせて、六十一年度は十五カ所、昨年度も十五カ所、五十九年度が八カ所で、もう既に三十八カ所整理統合ということをやっているわけですね。残るのは結局二十二カ所ということになります。

これにつきまして労働大臣は、今後やはり臨調答申で言われたとおりに整理統合しなきゃいけない、そういうお考えなのか。また、全体像というものはどのように描いて、今度ほどの辺をやらうとお考えになっているかというふうな、そういうお考えがございいますか。それとも、地域において何とか合意に達したようなところだけを整理統合して再編整理していくというふうな行き方をなさるのか。これにつきましての基本的な考え方を伺いたいと思います。

○国務大臣(林道雄) 公共職業安定所等の再編整理につきましては、先ほども衆久委員にお答えいたしましたように、最近におきましますところの労働市場の状況等に対応した効率的な安定所等の組織体制のあり方を見直すという考え方に立ちまして、必要な地域には新設、昇格も行うというスクラップ・アンド・ビルド方式によりまして、第二次臨調の最終答申に沿って六十カ所を再編整理するところとさせていただきます。

その結果、五十九年度及び六十年でそれぞれ八カ所及び十五カ所の整理をしたところでございしますが、六十一年度におきましては十五カ所を、そしてまた六十二年及び六十三年で二十二カ所を整理することといたしております。労働省といたしましては、この中で、地域の実情に即した安定所の適正な配置、組織の効率化、集約化による行政の質的向上を図ってまいらる所存でございます。

なお、今後の具体的な再編整理案は、各県とも

相談の上に、各年度ごとに作成してまいらるつもりでございます。

○中西珠子君 整理統合を非常に慎重におやりになっていたきたいし、また地域での労働力需給関係のニードというものが十分に取入れられて、行政的なサービスとしての効率化、そしてまた地域住民の働く権利の確保、職業選択の自由の確保並びに企業側の労働力のニードというものをうまくやはりマッチさせていたいただきたい、公共的な職業安定行政というものが非常に利用度が低まっている、と同時に、一方で技術革新の進展、それから高齢化社会の進展、また婦人の労働力化に対する意欲というものが高まっている中で、たくさん仕事があるように見えながら利用度が大変低い。二割以下、地方によっては三割以下という利用度のところもあると思います。

そういう状況につきましてはどのようにこれを効率化していくとお考えになっているか。また、利用度を高め、本当にもっとサービスの向上に努めるということをお考えになっているか、この点に關しまして大臣のお考えを伺いたいのでございます。

○国務大臣(林道雄) 公共職業安定所の利用数は、求人求職ともそれぞれ年間五百万人近くに上っております。必ずしも利用率が低いとは私どもは考えていないわけでございします。しかしながら、求人求職の結合状況や安定所の職業紹介を通じて就職する者の割合につきましては、まだ十分とは言えないように私もは考えているところでございまして、また今後予想される厳しい雇用失業情勢を考えた場合には、公共職業安定所の利用率をこれまで以上に高めることも、に、求人求職の確かな結合を促進していく必要が重要である、このように考えておるところでございます。

このため、今後公共職業安定所の労働力需給調整機能の一層の強化を図りますとともに、利用者に対するサービスの向上を図ってまいり、公共職業安定所が地域において信頼され、そしてまた利

用しやすい真の総合的雇用サービス機関となるように努めてまいりたいと考えております。

○中西珠子君 大臣の御決意を伺って非常に心強く思いました。一層の御健闘を期待いたしますが、私は、ちょっと婦人の立場から男女雇用機会均等法施行後の職業安定行政の対応について、この際伺いたいと思うわけで。

均等法の審議の過程におきまして、その当時、男性の求職票、求人票はブルーであり、女性の求職票、求人票はピンクであるということで、仕分けがはっきりとできていまして、そして初めからこれは男性向きの仕事、これは女性向きの仕事という、求人求職もそういう考えで職業紹介が扱われていたということは差別につながるのではないかと、非常に論議があったわけでございします。その後均等法の施行に備えまして、男女ともに同一様式の求人票、求職票というものを御用意なさり、またその内容につきましても改善を加えられたことは大変結構だと思っております。私は、それをちゃんと窓口へ行ってもらってきたから、どういうのをお使いになっているかということはよく存じております。

こういう様式の上での対応の仕方ということは結構でございますが、もっと心構えとして、また技術的な求人受理とか求人開拓、それからまた職業の紹介というふうなもの、窓口の対応、これについてはどのような指導をなすつもりでしょうか、それをお伺いしたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。求人票の点につきましては、今、先生御指摘になりましたように統一をさせていただきまして、共用で使えるようにいたしました次第でございます。それから窓口等が分かれていた安定所があるわけでございますが、これも、全国でそう多い数ではないと思いますが、随時統一するようにいたしております。ただ、従来の慣習からいまして、公共職業安定所において公開の求人をしていただくわけでございますが、これももちろん統一が望ましいわけでございますけれども、やはり従来の経

緯から選ぶ求人その他がございまして、それらについてはどういふふうにするれば便利なのか、どういふふうにするれば求職者に親切なサービスになるのかということについては、その安定所安定所によって工夫しながら検討いたしているところでございます。

それから一般的な求人開拓その他、窓口の対応の問題でございますが、これは男女機会均等法の施行に当たりまして、その趣旨及び内容について事業主等の理解を深めることがまず重要であるというふうな考えでございまして、このため、求人求職を受理し職業紹介を行うことを基本業務とする安定所におきましては、法及び同法に基づく指針のうち、特に募集、採用に係る事項について、求人受理や事業主に対する説明会等の機会にリーフレットを配布する等、事業主に対する周知を図っているところでございします。

それから求人受理に当たって、求人申し込みの内容が指針の目標に達していない求人や法の規定に抵触する求人につきましては、均等法の趣旨に沿った求人が行われるよう必要な条件緩和等の助言指導や是正指導を行っているところでございします。

それから求人開拓につきましても、求人求職に係る職種、性別等の需給状況を勘案しながら、安定所に申し込まれたすべての求職者の就職機会の確保という観点から、先ほども申しましたように、求職者へのサービスも考慮しながら各地域の実情に応じて実施いたしている次第でございます。

○中西珠子君 求人受理におきまして、求人の申し込みの内容が指針の目標、労働大臣が指針を出しになりましたね、その指針の目標に達していないときには、受理に当たって指導なさるといふことですが、求人条件の緩和などの助言指導を行うというところが局長名の通知にも書いてありますけれども、これにつきましては、助言指導をなすかどうか、ちゃんと助言指導を受け入れて、そして求

わけですけれども、公共職業安定所という公共の職業紹介の機関としては、これはもともと雇用関係の情報もお集めになる必要がある。先ほどもいろいろオンラインで情報も集めるとおっしゃ

やっております。また求職者に対するガイダンスなんか大いに強化していただかなくちゃいけないし、また均等法施行に伴っていろいろな面倒な指導もなさなくちゃいけないということもありますけれども、これから先の職業安定所のあり方というのについて、また職業安定行政というもののあり方について労働大臣はどのようにやっていかうとお考えになっておりますか、これからの御方針につきましてとお伺いさせていただきます。

○政府委員(白井晋太郎君) 具体的問題について私が先にお答え申し上げます、あと大臣にお答え願いますが、確かに先生御指摘のように、中高年齢者、特に高年齢者の労働市場の状況は厳しいものがございまして、全国の公共職業安定所の六十年十月の四十五歳以上の中高年齢者の有効求人倍率を見ますと〇・二六倍でございます。女子だけを取り上げますと〇・二三倍ということになっておりますが、そういうことで厳しい状況にございます。

高年齢者の問題につきましては、先般、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の御審議をいただきました。この国会で法律を成立させていただきまして、これに基づきまして全体的なPRを進めながら、法律による指導を、または行政措置を進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

それからパートの状況は、これも先生が御指摘になりましたが、確かに求人倍率は一・四六倍ということになっております。そして、パートバンクも六十年度までに全国に三十二カ所設置いたしました。このように、それぞれのパート、それから人材銀行等の利用のあり方につきましても検討を進めながら、利用しやすいように進めてまいらなければならないというふうに考えております。

それで、全体的には、先ほど御説明申し上げまして、先生からもお話しございましたように、機械化も含めまして、総合的な労働市場の雇用需給シ

ステムを結びまして、求人や求職の状況が、小さな管内ではなくて、全体的な立場で把握できるように、情報の拡大を図ってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

そういうことで、今後の労働市場に対応いたしまして、安定所の果たす役割は非常に大きいわけでございます。まして、しかし一般的に数字が合えばいいということではなくて、高年齢化、パート、それから今の女子労働力の問題等、それぞれきめ細かい対応が必要でございまして、質的にもこれらに対応できるような形でありますので、質的に検討していかねばならないというふうに考えている次第でございます。

○中西珠子君 大臣の御決意のほどを伺いたいんです。局長からはよく御説明がありまして、おっしゃったとおりどうぞ頑張ってくださいたいと思っておりますが、大臣の御決意のほどを伺いまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(林道雄君) ただいま局長の方から御答弁申し上げましたけれども、労働省、私といたしましては、今後ともいろいろと組織の拡充もしなければならぬ、そしてまた、今、総合的な雇用情報システムを導入いたしまして活用しているわけでございますが、これをさらに広めまして、そして求人求職者あるいはまた地域の社会に対して細かな情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○中西珠子君 終わります。

○佐藤昭夫君 限られた時間でありまして、問題を絞ってお尋ねいたします。

まず、労災年金と社会保険年金の調整の問題であります。御存じのように、労災保険審議会の使用者側委員の同一ということで、基本問題懇談会における検討事項として六つの意見が提起されております。その中の第三番、「労災保険の年金給付と厚生年金の老齢年金が併給される場合、減額調整がなされるよう規定を整備すること」という問題が出されているわけであります。一方、昨年十二月の労災保険審議会の建議には、

「労災年金と社会保険年金の全体としての支給体系のあり方」を要するに調整問題を検討し、「所要の措置を講ずる」とあるわけであります。この建議に言うところの支給体系のあり方とは、使用者側委員の言う減額調整、このことを含めているということでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 審議会の基本問題懇談会の場においていろいろ議論がございました。調整問題は、専ら厚生年金の老齢年金との調整問題でございまして、今御指摘のように、使用者側委員からそうした指摘が最初なされたわけでございまして、一方公益委員の中でも、いわゆる年金制度全体の整合性といった観点から、そういう同種の年金が支給される場合の調整は必要ではないかといった意見も一部あったわけでございまして、したがって、建議として今後の検討課題にされております。他の社会保険の年金との調整問題には、やはり老齢年金との調整も含んでいるというふうに私も受けております。

○佐藤昭夫君 答弁のように、老齢年金との調整も含んでおるといふことであるとすれば、これは非常に私は重大だと思ふんです。こういう労災補償としての年金と、自分が長年掛金を払って積み立ててきた老齢年金、これとはそもそも年金の性格を異にするわけであります。一九八二年九月十六日の使用者側の要望、そのうちの六項目、その中には民事損害賠償と労災保険給付との調整幅の拡大の要望、これも出しておる。要は、労災保険給付の削減のみを主張するという姿勢になっているんじゃないかと思ふざるを得ないわけであります。五十五年改正では、既に民事損害賠償との調整を主張するなど削減要求がますますエスカレートしてきています。本来、主に事業主の責任で発生する労働災害であって、その被害者である労働者と家族への責任をどう感じているのか甚だ疑問を抱かざるを得ない、こういう態度というのは不当と言わなくちゃなりません。

労働省としては、安易に減額調整を許さない、こういう姿勢を守って今後対処をしてもらいたい

というふうに思ふんですが、その基本姿勢はどうでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 老齢年金との調整が問題として論じられました。一番のきっかけになりました。問題は、実は、現在厚生年金の障害年金との調整はしているわけでございまして、厚生年金の制度の中で障害年金と老齢年金の選択ができるということになっておりますので、従来障害年金をもらっていたけれども、老齢年金をもらうことになると今度は調整がなくなるということ、その点が制度としていかにも不合理ではないのかというような問題の指摘があったわけでございまして、ただ、だから労災の方をすぐ減らせという議論は必ずしもございまして、厚生年金との調整のあり方としていろんなパターンが考えられるわけでございまして、例えば労災の方が先に出るべきではないかという議論もあるわけでござい

この点は、実は労災保険に年金制度が導入された当初からのいろいろないきさつがございまして現在のようないくつかの方式をとっているわけでございまして、むしろさかのぼって検討してみることが必要ではないかといった問題指摘もございまして、全体を含めてあり方を引き続き検討しよう、こういうことになっておるわけでございまして、ただ単に減らすという観点だけの議論ではないというふうに私も踏まえて対応したいと思っております。

○佐藤昭夫君 ところで、労働者側がこの間一貫して求めてきたのは、むしろ労災保険給付の改善充実であります。基本問題懇談会に出された労働者側代表委員の意見書でも、療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金、これらの諸給付の改善が列挙をされているわけであります。給付の基礎日額についても、その算定に一時金その他の賃金を含めること、最低保障額を大幅に引き上げることを要求しているのであります。ところが今回の法案では、年齢別最低保障額という形で若干の引き上げを図ったその反面、最高限度額を設け

て頭打ちにするという改善を一緒に盛り込んで
いる。これは給付改善という労働者の要求に
逆行するものと言わざるを得ません。

さらにもう一つ、給付改善の上で問題なのが年
金のスライド制であります。現行では労働者の平
均給与額が六％変化した場合に改められていく、こ
ういうことになっておるわけでありまして、この
制度のために、年金額の改定は実際には二年
に一回しか行われないということになってくるわ
けであります。これは現状、労働者側の要求に
そぐわないものとなっております。毎年賃金変動に
合わせてスライドができるように改善をすべきで
はないかと思いますが、どうでしょう。

○政府委員(小粥義朗君) スライドのあり方につ
いてはいろいろな論議があるわけですが、一応
災害で失いました稼得の補てんという性格上、賃
金に基づいてのスライド制をとっているわけでご
ざいまして、賃金によるか物価によるかという問
題の取り扱いは違いますが、例えば外国
の労災保険の各種年金制度を見ましても、制度の
仕組みはいろいろ違いますが、やはり給付
の安定性といったような観点も踏まえまして、一
定の幅を持ったスライド制を実施しているのが大
勢でございます。私も一方、厚生年金の
スライド制は物価による五％という仕組みをと
っておりますが、ほぼそれに見合う形で、賃金に準
拠した場合は六％が大体は見合うというよう
な観点で現行の仕組みをとっているわけございま
して、これを完全スライドにするということとはな
かなが大変なことであるというふうに考えており
ます。

したがって、現行スライドについては、現状の
制度でお引き続き行くのが適当ではないかと思
っているわけでございます。

【委員長退席、理事佐々木満君着席】
○佐藤昭夫君 しかし、今も触れられたように、
年金のスライド条項に比べればなおシビアなそ
ういう基準に六％というのはなっていることは紛れ

もないわけでしょう。だから、今のままでいいと
いうふうに断言できるという科学的な根拠があ
る問題でもない。だから現状のこの制度につい
て、これを改善の方向に向けて少なくとも検討を
やってみよう必要があるだろうというふうに思
いますが、どうですか。

○政府委員(小粥義朗君) 厚生年金が物価に基づ
いて五％の変動があった場合にスライドにする。
労災保険は、先ほど申し上げました理由で、賃金
のアップ率を見てその六％としておりますが、
その賃金のアップ率が通常物価の上昇率を若干上
回る傾向に由来するところがあるわけございま
して、ほぼ見合う水準にあるという意味で先ほど
うお答えをしたわけでございます。

ただ、いわゆるスライドにつきましては、年金
のスライドのほかに休業補償のスライドの問題も
審議会の内部ではいろいろ議論もされました。
うした点はまた今後の検討課題にもなっているわ
けでございます。そうして給付の実態という
ものが賃金あるいは受給者の生活の実態に合う形
で今後も絶えず点検をされていかなければなら
ないという点は、私も同様の考え方を持ってお
りますので、そうした点は今後の検討の中でも十
分対応していきたいというふうに思っております。

【理事佐々木満君退席、委員長着席】

○佐藤昭夫君 賃金のアップに見合う形という
ことでこの六％というものが出てくるというふう
に言われても、近年の春闘の賃金引き上げ状
況を見たら平均して六％上がっています。そ
うなっていないでしょう。だから実情にそぐわ
ない、労働者の側からいうと制度についてはひ
とつ改善を求めたいという要求が出てくる
のは当然じゃないですか。

とにかくそういう立場で年金のスライド制、こ
れと比べても制度的にシビアだということ
で、ひとつこの制度の改善方について検討の組上
にのせるということで大臣やってみてほしいと思
いますが、どうですか。

○国務大臣(林道君) スライド制の問題につきま
しては、厚生年金との絡みもいろいろございま
すので、それは、今後いろいろと賃金の状況も変
わってくるということは十分に想定されますけれ
ども、現在のところは先ほど局長が申し上げたよ
うなことございまして、そして、今後大きな変
化ができるというようになりまして、その
時点において私どもとしてはまた考えていかな
ければいかぬのじゃないか、このように考えてい
る次第でございます。

○佐藤昭夫君 ぜひひとつ、もう繰り返しま
せぬけれども、よく検討を組上にのせてください。
次の問題であります、遺族補償給付の問題で
お聞きをします。

この遺族補償給付は男女によってその取り扱い
が異なっております。例えば共働き夫婦の場合、言
うまでもなくこういふ世帯というのはほとんど
金、夫が死亡をした場合、妻の年齢に関係なく支
給をされる。妻が死亡したという場合には、夫が
五十五歳未満のときは年金でなく一時金、一千日
分一時金で出る、夫が五十五歳から六十歳未満の
ときは六十歳から年金を支給する。こういうふう
に男女によってその取り扱いが異なっているわけ
であります。もちろんこの扱い、制度、これは経
緯のある問題とは思いますが、ありますけれども、
昨年男女雇用均等法というものが成立をした。そ
の法律の内容は多々問題を含みますけれども、少
なくとも政府としてはいろいろ要めちぎってきた
この法律が成立をしたわけでありまして、男女
平等の促進という見地からいっても、この制度に
ついては一遍検討、研究を要する問題になってく
るんじゃないかというふうに思っています。ありま
す、大臣、どうでしょう。

○政府委員(小粥義朗君) 御指摘の問題、実は労
災保険審議会の御議論の中にも出たことがござ
います。
ただ、現在の労災年金でござりまするこの遺
族年金の取り扱いの仕組みといたしましては、厚生

年金であるとかあるいは国民年金と同じ扱いにな
っているわけでございます。それは、いずれも形
の上で男女均等ということであればそのとおり
すべきだという議論もあり得るわけですが、現実
のそうした女性の雇用の実態から見て、男子の雇
用の姿と大きな隔りがあるといったところを踏
まえて現行の制度がつけられているわけござい
ます。それが今後の男女平等、男女雇用機会均
等といった問題との兼ね合いで点検あるいは見直し
を必要とするということも十分考えられると思
いますが、現状においては、今直ちに労災保険だけ
でどうこうというわけにはまいりませんので、今
後の検討課題ということでは十分あらうかと思
います。それから、これから引き続きの検討課題の議論
の中でこの問題の扱い方については研究をしてま
いりたいというふうに思っております。

○佐藤昭夫君 相当以前からこの制度があるのは
もちろんでありますから、そういう経緯があるとい
うことは認めつつも、昨年、雇用均等法という
ものが成立をしたというこの新たな局面、そ
ういう新たな見地、ここから検討の組上にのせてし
かるべきじゃないかということでは言っているん
です。大臣、どうでしょう。

○国務大臣(林道君) 今後におきます雇用実態の
動向や、あるいはまた関連制度における検討の状
況をも踏まえながら対処すべき課題であるとい
うことを認識いたしております。

○佐藤昭夫君 ぜひひとつそういう方向での検討
を、努力をしてみたいというふうに思いま
す。

次に、労災保険未加入中の事故に関する費用徴
収の問題についてお尋ねをします。
労災保険未加入中に災害が発生した場合に、こ
れまでなら未加入事業主が過去二年間分の保険料
をさかのぼって払えばよかったわけですが、
も、今回の改正案によりまして、さらに保険適用
となった後に保険給付費用の一部を未加入事業主
から罰金的に徴収するという、こういう方向に
なっております。

労災保険は強制適用でありますから、当然未加入というのはあってはならない。しかし現実にはある。この未加入事業主というのはほとんどが零細事業主であります。先日、委員会で私は京都の西陣の例を挙げましたけれども、労災保険への加入率が五〇％に満たないというのが実態であります。こうした原因はいろいろあるでしょうけれども、零細事業主の多忙、また制度への無理解、こうしたこともあるわけであります。したがって、この加入率を引き上げていくためには、今度の改正案のような一罰百戒とも言えるような罰金的な費用徴収という方向じゃなくて、零細事業主にも制度の趣旨の理解をよく図って保険加入させていく具体的な改善努力を行うというのが本筋ではないかというふうに私は思っております。こういう罰金的な方向をとりますと、事業主の中には、負担がふえるということであって、労災保険未加入中の事故の労災適用を避ける方向、すなわち、いわば労災隠しとも言ふべき方向に作用して、保険適用を困難にし、結果は被災者の救済を遠ざける、こういうことになりかねないのであります。

本筋の加入促進への行政努力を中心に据えるべきではないかと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(小粥義朗君) 御指摘のように、加入促進は本来行政としても力を入れてやっていかねければならない事柄でございます。従来からも、例えば労働保険事務組合の育成といったようなことを通じましてそうした加入促進の努力をしているわけでございますが、何分にも零細企業の場合には、その企業の浮沈が非常に激しいといったこともあってその捕捉が極めて困難であるというところもまた一面の事実でございます。

したがって、こうした制度の趣旨を理解してちゃんとした加入手続をしている企業とそれをしてない企業との公平性を欠くといった面からも、やはりそれなりの対応が一面においては必要とされるわけでございまして、単にこれだけでもって加入促進の効果が上がるというふうにも私も考えて

おりません。御指摘のような加入促進そのものの努力というのも一方で当然あわせてやっていかねければならないというふうに考えております。

○委員長(岩崎純三君) 佐藤君、時間です。

○佐藤昭夫君 それでは最後に、承認案件にもかかわって一問申しておきます。

先ほど、労災保険未加入事業者の問題で、零細事業主の加入促進への行政努力を強めていくということとはこれは当然だと答弁をされておるわけでありますけれども、労災保険にしても雇用保険にしても、零細事業主の加入は五割前後というのが現実であります。この水準を引き上げていくためには、現場の監督官や職業安定所の業務量増加は大変だと思ふんであります。加入促進、労働環境改善のために、第一線の監督官や職員の方々の御苦勞は大きく予想をされるわけであります。この努力を質的な水準引き上げまで結実させていくためには、どうしても今の人員体制でできるものではありせん。

今回の職業安定所の設置再編成は臨調行革に基づくものであります。今日の労働を取り巻く情勢、労働行政に求められている業務の水準からいって、現場の人員体制の拡充こそが必要だと思ひますが、大臣の所見を最後に伺っておきます。

○国務大臣(林道君) 御指摘のように、大変作業量も多くなっておりますけれども、今度のこの再編と整理につきましては、内閣としては行政改革の一環としてこれに対応していくということ、第一線の職員たちが大変な過重にはなつてくるようなことにもなるかと思ひますけれども、そこはやはり行政の簡素化を求めながら、効率ある作業をさせながら、業務に遅滞のないような方向で努力をしていかなければならない、このように考えておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 ちよつと済みません。私がお尋ねしておるのは、行革のそういう枠もあるけれども、しかし可能な限り人員増を図って職業安定所、監督署の施策の充実を図っていくという、そういう枠の中の努力もこれは大いにや

つてもらう必要があるんじゃないかということも言っているんです。

○国務大臣(林道君) 定員増につきましては、私どももいたしましても精いっぱい努力を今後も続けていかなければならない、このように考えております。

○佐藤昭夫君 終わります。

○高杉迪忠君 労災保険法等の改正法案審議の最終段階に際しまして、私は、今までの本委員会における各委員の質疑を通じて問題点であります幾つかの事項について、労働大臣を初め行政当局の対応について確認質問を行いたいと存じます。以下、具体的に伺います。

まず、事業主の意見の申し出について、ただし、確認をいたしたいと思ひます。

省令の中で、労災保険の支給決定に当たり、事業主にも行政庁に対する意見の申し出の機会を付与する旨の制度を新設しよう、こうしているようですけれども、事業主の意見の申し出は、本来法的には認められない使用者の不服申し立て制度、この実現への足がかりとなるものであつて、それは保険給付の決定を事業主の支配下に置く、こういうことになりかねないと思ふんです。したがって、事業主の意見の申し出の制度の新設については慎重に対処、考えるべきだと、こう思ふんです。

そこで、具体的に確認いたしますけれども、労災保険給付申請事案について、支給決定前に事業主は意見の申し出を書面により行うことができるようにすると聞いていますけれども、その場合、第一に、事業主の意見の記載内容は、感情的、主観的なものであつてはならない、事実に基づいた客観的、科学的なものでなければならぬ、こう思ふんですが、どのように労働大臣は考えますか、伺います。

○国務大臣(林道君) 意見申し出としてどのような内容を行行政庁に対して申し出るかは、事業主の判断にゆだねられるところになりますけれども、意見申し出の制度を設けるからには、やはり行政

庁が業務上か否かを的確に判断するために参考となり得る客観的な事実などを出していただきたいと考えておりました。そうしたものが出されるように指導してまいりたいと考えております。

○高杉迪忠君 第二に、事業主の意見、これは支給決定に際して、本委員会における質疑を通じても明らかになりました、単なる参考意見として扱わなければならない、こう考えるんです。その点確認いたしますが、いかがですか。

○政府委員(小粥義朗君) 事業主の意見申し出制度は、事業主が労働者の健康管理に責任を有する立場にあるといったことなどを考慮して、労災保険審議会の建議に基づきまして当該制度を設けることが適当だとされているものでございまして、申し出られます事業主の意見は、場合に依り参考資料として活用し得るものであるわけですが、しかしながら、支給決定はあくまで行政庁が主体的に行うものでございまして、事業主の意見に拘束されるものでないことは当然のことでございます。

○委員長(岩崎純三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま森下泰君が委員を解任され、その補欠として上田稔君が選任されました。

○高杉迪忠君 第三に、事業主の意見書の内容、これは当該被災労働者に告知するとともに、その当該被災労働者等の十分な抗弁、あるいはその他意見の陳述の機会が与えられるべきだと、こういうふうに考えるんです。これらについて制度上保障すべきである、このように考えますが、その点はいかがですか。

○政府委員(小粥義朗君) 労災保険給付の支給決定は、先ほどもお答えいたしましたように、あくまで行政が主体的に行うものでございまして、事業主の意見は場合により参考として活用するものであつて、その意見に拘束されるものでないわけですし、また一方、迅速な認定を行うためには、意見の内容のいかにかわからずすべての場合に労

そこで、在監者等に対する休業補償の取り扱いを改めるに当たりましては、労働組合の代表者あるいは労働法の学識経験者等を構成員とするそれぞれの関係審議会にお諮りをして、そこで関係者の御意見もお聞きした上で措置を講ずることにな

てまいりたいというふうに考えております。

○高杉進忠君 第三に確認をいたしますけれども、今回、在監者等が休業補償の請求をすることをできなくするようなことを考えているようですね。このことは、将来その範囲が拡大をされていく不安、その危惧、これを抱くんです。

そこで確認をいたしますが、出産休暇並びに育児休業期間中の者あるいはまた懲戒処分を受けた者等については、休業補償の請求をすることをできなくするようなことはしない、こういうふうなことで確認をいたしたいと思うんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(小粥義朗君) 休業補償が不支給となる者の範囲については、関係審議会に今後お諮りをしていくことになるわけでございますけれども、今回の改正に伴い、御質問の出産休暇並びに育児休業期間中の者あるいは懲戒処分を受けた者については不支給となる範囲を拡大することは考えておりません。

○高杉進忠君 それは重要ですから確認をいたしておきます。

第四に、改正後の労災保険法第十四条の二で言う監獄ですね、それから少年院等に準ずる施設の範囲、これは極めて限定的に解釈されるべきで、不当にその範囲を拡大してはならない、こういうふうに思うんです。

そこで、この際確認をいたしますけれども、その範囲を具体的に明らかにしていく必要がある、こういうふうに思うんです。確認いたしますけれども、いかがですか。

○政府委員(小粥義朗君) 不支給となります施設の範囲については、保険給付を支給しないという不利益を課す以上、当然その範囲は明確にされるべきものというふうに考えております。

具体的には省令で規定することとしておりますが、現時点では、改正後の労災保険法第十四条の二第一号については監獄、労務場及び監置場が該当し、また同条第二号については少年院及び教養院並びに婦人補導院が該当するものと考えており

ます。

○高杉進忠君 第五に確認をいたしますけれども、今回の労災保険法改正によって新設される第十四条の二ですね、これによりますと在監者に休業補償給付を行わない、こういうふうにしていくんですね。この場合、大事ですが、刑の確定しない未決者については給付制限をしない、こういうふうにするべきであると、こういうふうに考えますが、これも、重要ですから確認をいたしますが、いかがですか。

○政府委員(小粥義朗君) 改正された後における労災保険法第十四条二の規定によります休業補償給付が不支給とされる対象者は、具体的には労働省令で定めるところにしておりますが、その際、労災保険制度は事業主の災害補償責任に基づく保険制度であることにかんがみまして、判決により刑が確定したいわゆる既決者に限定して、いわゆる未決者については対象としない考え方でございいます。

○高杉進忠君 大事ですから、これも確認をいたしました。

第六に、完全職場復帰を目指して就労してやむなく一部休業して療養している被災労働者について、今回の法改正によって収入が減るのは問題なんでしょうね。そこで、減額の対象となる者は療養を行いながら就労する被災者であることを考慮して、社会復帰あるいは職場復帰の意欲を阻害することのないように配慮すべきであると、こういうふうに考えるんです。この点は極めて大事であります。労働大臣からお答えをいただき、確認をいたしたいと思ひます。いかがですか。

○国務大臣(林道君) 業務上の傷病を克服いたしまして社会復帰のために努力をしている方々に対しては、各種の援護措置を活用するなど、その努力が報われるよう十分に配慮いたしますとともに、社会復帰を一層促進するために、職業安定行政、職業能力開発行政等関係行政間の連携を図りながら効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○高杉進忠君 最後の確認質問になりますが、今回通動災害に關して、労働者の通動経路からの逸脱または通動の中断後の往復が通動とされる行為の範囲、これを省令で拡大して、学校だとかあるいは公共職業訓練施設への通学等を加える、このことについては私も一定の評価をするところでありました。

したがって、今後とも当該逸脱または中断後の往復が通動とされる行為の範囲については、できれば適宜かつ随時見直していただいて、労働者の通動の実態だとか生活の実態の変化に即応するようになすべきである、こういうふうに考えるんです。確認いたしますが、その点はいかがですか。

○政府委員(小粥義朗君) 今回の改正は、最近におきます労働者の通動の実態等を考慮し、現行の通動災害保護制度における逸脱、中断の取り扱いについて必要な修正を加えようとするものであるわけですが、逸脱または中断後の往復が通動とされる行為の範囲の見直しについては、今後とも関係審議会の意見を聞きつつ、労働者の通動の実態等の変化に即応し得るように対処してまいりたい、このように考えます。

○高杉進忠君 この際、大臣の所見を伺って私の質問を終わりたいと思ひますけれども、これまでの審議を踏まえまして、私どもは災害防止の観点を含め幾つかの提案もし、要請もいたしてまいりました。

労働省としてどのような姿勢で行政を進めていくのか、大臣の決意を伺い、少なくとも、今後ともいろいろな問題が多くあり、財政的には大変な時期だろうと思ひますけれども、私は、やっぱり労働行政の推進、労働大臣としての一層の御指導をいただきたがらこれらの問題に対処していただき、このように要請を含め、最後に大臣の所見を伺って、私の確認質問を終わりたい、このように思ひます。

○国務大臣(林道君) 労災行政の基本は災害防止にあると考えております。今後ともこれを最重点課題の一つといたしまして、これに取り組んでま

いりたいと思ひます。

また、不幸にして災害をこうむった労働者の方及びその遺族に対しましては、適切な補償の実施につきましても、これまでの御議論を踏まえながら一層努力してまいりたいと思ひます。

○委員長(岩崎純三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま、田代由紀男君が委員を辞任され、その補欠として高平公友君が選任されました。

○委員長(岩崎純三君) 他に御発言もないようですから、両案件に対する質疑は終局したものと認めます。

それでは、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、労働者災害補償保険法等改正案に反対の討論をいたします。

政府は、五十五年に主に財界の要望に沿って、民事賠償金を労災年金から減額調整する改悪を行いました。財界は不遜にも、さらにこの調整幅の拡大や老齢年金との減額調整まで主張し、残念なことに、財界のこの要求が今後の検討課題に上るに至っております。

本改正案は、労働者の給付改善要求はほとんど無視され、財界の労災保険制度を根本的に転換しようとする意図の線上での経過的な改定と言えます。

この際、政府に嚴重に警告をしておきたい。そもそも事業主は、労働災害被災労働者とその家族の生活を全面的に補償する責務を負っているのではありません。これが労災保険制度の原則であり、したがってその給付水準は、賃金水準や国民生活の向上を反映したものに改正されるべきものであります。この労災保険制度の基本的性格から見えて、

今後は安易に財界要求に屈服されないよう注意を促しておきたい。

以上が、私が本改正案に反対する総論的な理由であります。

各論的には、まず、年金給付の最高限度額の新設であります。最低額の引き上げを見返りに最高限度額を設けることは、先に述べた労災保険の本旨から見ても、現実には高年齢被災労働者と家族に与える打撃は大きく容認できません。

次に、被災労働者が収監された場合、休業補償を打ち切ることとしますが、これは運輸関係労働者に与える影響は大きく問題であります。

また、本改正案では、未加入零細事業主に百罰一戒的な保険給付の一部を徴収することとしていますが、この改正は、小規模事業主の実態を無視したもので、零細事業主に過酷な負担を強いることになり、小事業主の理解と協力のもとに加入促進を図る行政努力を先行すべきであります。

以上の理由により、本改正案に反対であります。私は、重ねて政府に、特別支給金の充実や最低保障日額の引き上げその他保険給付の改善に努力されんことを強く要望して、反対討論を終わります。

○委員長(岩崎純三君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩崎純三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉迪忠君 私、ただいま可決されました労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、

自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、二院クラブ、革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、最近における高齢化の進展を踏まえ、高齢被災労働者の介護施策について、積極的に検討を進めること。

二、技術革新等労働環境の複雑多様化に即応して、職業性疾病の認定基準の見直しを進めるとともに、労働災害防止対策の強化を図ること。また、メリット制度の適用の拡大に伴い、多発のおそれのある「かくし災害」等の防止に努めること。

三、被災労働者の社会復帰施策に関し、職業訓練、職業紹介等の分野との連携を密にして、その充実を努めること。

四、労働災害の防止、給付事務処理の迅速化等を図るため、必要な職員の確保に努めること。

五、諸外国及び他制度の動向を勘案しつつ、今後とも給付水準の改善に努めること。

六、特別加入制度の加入時健康診断に関し、健康診断書を提出すべき疾病の範囲等を定めるに当たっては、加入が不当に妨げられることのないよう配慮すること。

右決議すること。

以上でございます。

○委員長(岩崎純三君) ただいま高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よ

って、高杉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林労働大臣。

○国務大臣(林道雄君) ただいま決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいります所存であります。

○委員長(岩崎純三君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めるの件を議題とし、討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより採決に入ります。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めるの件を議題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩崎純三君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩崎純三君) 社会保険労務士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院社会労働委員長代理理事稲垣実男君から趣旨説明を聴取いたします。稲垣実男君。

○衆議院議員(稲垣実男君) ただいま議題となりました社会保険労務士法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

近年、社会経済情勢の著しい変化と進展に伴い、労働及び社会保険諸制度についても大幅な整備改善が行われ、その内容は、極めて複雑かつ専門的なものになっております。そのため、これらの業務に熟達した社会保険労務士の活動に対する要請は、量的にも質的にもますます増大しております。

このような状況の中で、社会保険労務士の行う業務の公共性、専門性及び重要性にかんがみ、その職務内容等を充実するとともに、資質の向上を図ることは、極めて重要な課題となっております。

また、昭和五十六年の法改正に当たっては、衆参両院の社会労働委員会において、事務代理制度の実施の検討等について、決議のなされていくところであります。

このような実情を踏まえ、社会保険労務士制度の整備充実を図るため、ここに本案を作成し、提出した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、社会保険労務士の職務内容の充実を図るため、社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に基づく申請等について、または当該申請等に係る行政機関等に対する主張、陳述について、事務代理ができるものとすることとあります。

第二に、事業所に勤務する、いわゆる勤務社会保険労務士について、事業所の名称等の登録を義務づけるとともに、その勤務する事業所の事務処理の適正化等に努めるものとすることとあります。

以上が、本案の概要であります。御説明申し上げます。稲垣実男君から趣旨説明を聴取いたしました。稲垣実男君。

第三に、社会保険労務士の資質の向上を図るため、社会保険労務士会等の行う研修について、社会保険労務士は、その受講に努めるものとするほか、事業主も、勤務社会保険労務士にその受講の機会を与えるように努めるものとするのであります。

なお、この法律は、昭和六十一年十月一日から施行するものとしております。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。――別に御発言もないようですから、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより採決に入ります。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十五分散会

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告その他の事項(主務省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。)について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述(主務省令で定めるものを除く。)について、代理すること(第二十五条の二第一項において「事務代理」という。)

第十四条の二に次の一項を加える。
三 事業所に勤務し、第二条に規定する事務に従事する社会保険労務士(以下「勤務社会保険労務士」という。)は、社会保険労務士名簿に、第一項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他主務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

第十六条の次に次の二条を加える。
(勤務社会保険労務士の責務)
第十六条の二 勤務社会保険労務士は、その勤務する事業所において従事する第二条に規定する事務の適正かつ円滑な処理に努めなければならない。

(研修)
第十六条の三 社会保険労務士は、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

二 事業主は、前項に規定する研修について、勤務社会保険労務士から受講の申出があつたときは、その事業の運営に支障のない範囲内で受講の機会を与えるように努めなければならない。

第二十五条の二第二項中「申請書を作成した」を「申請書等の作成若しくは事務代理をした」に改める。

第二十五条の七第一項第五号の二中「会員」を「社会保険労務士」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。
ただし、事務所の所在地その他主務省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第二十五条の十四第一号中「第五号」を「第五号の二」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則
この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)
一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆)

務社会保険労務士から受講の申出があつたときは、その事業の運営に支障のない範囲内で受講の機会を与えるように努めなければならない。
第二十五条の二第二項中「申請書等を作成した」を「申請書等の作成若しくは事務代理をした」に改める。
第二十五条の七第一項第五号の二中「会員」を「社会保険労務士」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。
ただし、事務所の所在地その他主務省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。
第二十五条の十四第一号中「第五号」を「第五号の二」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。